

デイサービスセンターみどりのかぜ運営規程

(事業の目的)

第1条

医療法人弘和会が開設するデイサービスセンターみどりのかぜ(以下「事業所」という。)が行う、介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)(以下「通所介護事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従事者(以下「従事者」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護又は介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- ① 事業所の指定通所介護事業の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- ② 事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の従事者は、その利用者が可能な限りその居宅に於いて自立した日常生活が営む事が出来るよう必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- ④ 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称・所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービスセンターみどりのかぜ
- ② 所在地 倉敷市福田町古新田813-7
- ③ 電話番号 086-450-2228

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条

事業所の従事者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1人 (常勤1人※同事業所内、生活相談員、介護職員兼務)

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 生活相談員 1人以上 (常勤1人以上)

看護職員 1人以上 (介護職員または機能訓練指導員と兼務。)

介護職員 10人以上 (常勤1人以上、非常勤1人以上)

機能訓練指導員 1人以上 (看護職員または介護職員と兼務)

生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、指定通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の提供に当る。

- 三 事務職員 1人 (常勤1人)

(営業日及び営業時間)

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。ただし、自然災害や、利用者に事故の恐れがあると判断した場合は、居宅サービス計画の変更に従い、中止する場合があるものとする。また、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日、国民の祝日とする。
- ② 休業日 日曜、8月16日、12月30日から1月3日
- ③ 営業時間 8時15分から17時15分までとする。
- ④ サービス提供時間 9時30分から16時30分までとする。

(利用定員)

第6条

利用定員は59名とする。

(通所介護事業の内容)

第7条

通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。
 - ア 排泄の誘導・介助
 - イ 移乗・移動の見守り・介助等その他必要な身体の介助
 - ウ 養護（休養）
- ② 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション
 - ウ 行事活動
 - エ 体操
 - オ 筋力向上訓練
- ③ 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。又、自力で食事を摂ることが困難である方には、食事介助を行う。
- ④ 入浴介助・・・入浴の介助、清拭等を行う。
- ⑤ 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
- ⑥ 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- ⑦ その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条

通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は、倉敷市の条例の定められる額とし、当該通所介護事業が法廷代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額に介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 前項に定めるもののほか、利用者からの次の費用の支払いを受けるものとする。
 - ア 食費として、1日あたり 670 円
 - イ おむつ代として、その実費。（尿とりパッド別途で実費。）替えをお持ち頂いた場合除く。（参考：紙おむつ 150 円 尿取りパッド 50 円）
 - ウ その他指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担して頂くのが適当であると認められるものについては、その実費。
 - エ 個別に希望があった、趣味活動に要する材料費については、その利用者に負担して頂くのが適当であると認められるものについては、その実費。
 - オ 都合で急に利用当日に休みの連絡があった場合や連絡なく職員が自宅まで迎えに行った場合のキャンセルは計画に定められた一日の介護度別の基本

報酬金額に 0.7 を乗じた額（総合事業を除く）+食費 670 円(当日食事をされる予定であった方のみ)を加算した額をキャンセル料とする。

※体調不良の場合はこの限りではない。

- ② 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名・押印)をうけるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条

通常の事業実施地域は、倉敷市区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条

利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意する。

- ① 他の利用者が適切なサービス提供を受ける為の権利・機会を侵害してはならないこと。
- ② 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用すること。
- ③ その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条

事業所の従事者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第 12 条

- ① 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期するべくものとする。
- ② 事業所の管理者は、防火管理者を選任する。
- ③ 防火管理者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施を行う。
- ④ 事業所は、非常災害に備えるため、非常災害に際して必要な具体的計画に基づき、毎年 上半期（4月～9月） 及び 下半期（10月～3月）に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止)

第13条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（秘密の保持）

第14条

- ① 事業所の従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 事業所の従事者で有った者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- ③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を予め文書により得ておく。

（その他の連絡事項）

第15条

- ① 事業所は、事業所の従事者の質的向上をはかるための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務体制を整備する。
 1. 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 2. 継続研修 年 1 回
- ② この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人弘和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附 則

この規程は、平成21年8月20日から施行する。

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月21日から施行する。

この規程は、平成22年8月21日から施行する。

この規程は、平成23年5月21日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月7日から施行する。
この規程は、平成25年7月1日から施行する。
この規程は、平成25年8月1日から施行する。
この規程は、平成26年2月14日から施行する。
この規程は、平成28年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、平成29年8月1日から施行する。
この規程は、平成30年7月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月22日から施行する。
この規程は、令和元年7月1日から施行する。
この規定は、令和2年7月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。
この規定は、令和6年8月1日から施行する。
この規定は、令和7年6月1日から施行する。